

新宿区立漱石山房記念館
の整備に伴う諸課題に関する
再発防止対策報告書

平成31年1月24日

新宿区文化観光産業部

はじめに

平成29年9月24日に開館した新宿区立漱石山房記念館については、その整備過程で、関連資料や研究成果等を集積している県立神奈川近代文学館、東北大学附属図書館、日本近代文学館のほか、全国の博物館・文学館・大学等の機関に協力を仰ぎ、資料やデータをご提供いただきました。

後発で、資料をあまり所蔵しない新宿区にとって、漱石山房の一部再現や常設展示の構築には、これら各機関の資料や先行研究なくしては到底成し得ないものであり、ご理解、ご協力に対し、あらためて深く謝意を表します。

しかし、整備過程において、ご協力いただいた各機関からご提供いただいた資料やデータについて、その取り扱いや保管、機関名の表示等に不備があり、ご迷惑をおかけする事例が発生しました。その後、是正を図るとともに、ご迷惑をおかけした機関には経過説明とお詫びをさせていただきましたが、このような事例は、漱石山房記念館の整備にご理解、ご協力いただいた各機関の信頼を裏切る行為であり、大変重大な問題であったと認識しております。

今回、特に大きな問題であったと認識している「夏目漱石情報検索システム」でのデータの誤公開と、県立神奈川近代文学館から借用した写真資料の紛失の両事案について、あらたな調査も行い、原因の究明を行うとともに、再発防止対策を策定しましたので、ご報告するものです。

あらたな調査については、平成30年12月に、関係した職員を対象とした聞き取り調査を実施しました。調査は、区以外の第三者により行うこととし、また、文学館や博物館の運営に通じた専門知識も必要であることから、新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会の学識経験者3名(会長・副会長)の協力により実施しました。

新宿区では、今回の教訓を無駄にすることなく、この再発防止対策に則り、漱石山房記念館をはじめとする新宿区の博物館施設を適正に運営していくことで、ご協力いただきました皆さまの信頼を回復し、夏目漱石をはじめとする新宿の歴史・文化の継承と発信に努めてまいりたい所存です。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を、何卒よろしくお願い申し上げます。

新宿区文化観光産業部長 村上 道明

目 次

はじめに	1 頁
I 夏目漱石情報検索システムのデータの誤公開について	3 頁
II 県立神奈川近代文学館からの借用写真の紛失について	6 頁
III まとめ	9 頁

I 夏目漱石情報検索システムのデータの誤公開について

1 概 要

新宿区立漱石山房記念館の地下1階に設置した「夏目漱石情報検索システム」で、全国の漱石資料所蔵機関の資料を紹介するコンテンツにおいて、誤って県立神奈川近代文学館、東北大学附属図書館、日本近代文学館をはじめとする計21の機関について、本来公開してはいけない、画像を含む情報データを誤って公開しました。

2 システムの内容

新宿区立漱石山房記念館の館内で夏目漱石とその関連情報について検索することを目的とします。

(1) コンテンツ

ア 新宿区の所蔵資料紹介

イ 全国の漱石資料所蔵機関の所蔵資料紹介

ウ 漱石なんでも事典(年譜・履歴・作品紹介等)

(2) システム

事務室内に管理用パソコン1台、事務室前の情報検索コーナーに閲覧用パソコン2台を設置しています。スタンドアローンでインターネットには接続していません。また、情報は管理用パソコンの外付けハードディスクに収納管理しています。

3 経 緯

(1) 誤って公開した情報データは、平成23年度に新宿区が実施した『「漱石山房」の復元に関する基礎調査報告書』作成の際に、各機関からご提供いただいたものです。

(2) 本来これらの情報データは、『「漱石山房」の復元に関する基礎調査報告書』の作成を目的として提供を受けたもので、報告書発行後に削除すべき画像データ等の削除を怠っていました。

(3) 今回、夏目漱石情報検索システムの構築に際しては、あらためて各協力機関に、『「漱石山房」の復元に関する基礎調査報告書』掲載データの電子化を基礎とする旨のご説明をし、了承を得ましたが、県立神奈川近代文学館については報告書及び検索システム共に情報データの掲載は許可されていませんでした。また、その他の20機関についても、検索システムでの画像掲載は行わないとの条件が付されていました。

(4) 9月24日(日)午前10時の記念館開館から9月27日(水)午後2時までの間、夏目漱石情報検索システムで、これらの公開してはいけない画像を含む情報データが誤って公開されました。なお、9月25日(月)に閲覧者から指摘がありましたが、速やかに確認して公開を停止する措置がとられませんでした。

(5) 該当する機関及び誤って公開した情報データは、下記のとおりです。

■ 全てのデータの掲載を行ってはいけないもの…1 機関

① 県立神奈川近代文学館 資料データ 44 件(画像 79 点を含む)

■ 公開してはいけない情報データを公開してしまったもの…1 機関

② 日本近代文学館 資料データ 121 件(画像を含む)

■ 公開してはいけない画像データを公開してしまったもの…19 機関

③ 仙台文学館 3 点

④ 東北大学附属図書館 43 点

⑤ 東北大学文学部阿部次郎記念館 2 点

⑥ 五島美術館大東急記念文庫 1 点

⑦ 昭和女子大学附属図書館 1 点

⑧ 世田谷文学館 5 点

⑨ 二松大学附属図書館 13 点

⑩ 文京区立森鷗外記念館 22 点

⑪ 明治大学和泉図書館 14 点

⑫ 川崎市民ミュージアム 3 点

⑬ 鎌倉文学館 3 点

⑭ 山梨県立文学館 13 点

⑮ 笛吹市青楓美術館 7 点

⑯ 天理大学附属天理図書館 18 点

⑰ 虚子記念文学館 76 点

⑱ 松山東高等学校 4 点

⑲ 高知県立文学館 31 点

⑳ 高知市寺田寅彦記念館 3 点

㉑ くまもと文学・歴史館 53 点 計 315 点

■ 合計 機関数 21 機関

公開してはいけない資料データ 165 件

公開してはいけない画像データ 515 点

4 影響等

システムの閲覧者数については、特定できるようなプログラムとなっていないため正確な人数は把握できませんが、9月24日については記念館職員の目視観察で3名程度、25～27日については申出により立ち上げたため、2名の閲覧を確認しています。このため、4日間の閲覧者は5名程度と思われます。

5 対応状況

各機関には、平成29年9月27日に誤公開が判明した直後に、状況と公開停止についてご報告いたしました。その後、原因究明と是正作業を行い、11月15日に日本近代文学館を訪問し、説明とお詫びを申し上げました。さらに12月20日付け公文書で各機関にご説明とお詫びを申し上げましたが、その他の案件があった県立神奈川近代文学館には平成30年4月25日付けで報告書をご提出しました。なお、今回、誤公開してしまった各機関の情報データについては、平成29年12月21日までに完全に削除しました。

夏目漱石情報検索システムの「全国の漱石資料所蔵機関の所蔵資料紹介」コンテンツについては、当初計画に立ち返り、県立神奈川近代文学館については全てのデータを非掲載とし、また日本近代文学館についても今回の事案を受けて情報データを非掲載とし、機関名と施設情報のみ公開することとしました(平成30年3月10日合意)。その他の機関については、情報データのみ掲載し、画像データは全て削除しました。システムの再公開については、日本近代文学館の施設情報について、同館ホームページ改修に公開時期を合わせてほしいとの指示があったため、平成30年5月29日からの再公開としました。

6 原因

- (1) 公開してはいけないデータについては、調査報告書作成が目的で提供してもらったものであり、報告書発行後速やかに削除すべきものでしたが、その認識に欠け、また情報共有も行われていませんでした。
- (2) 今回のシステム構築にあたって、システム構築事業者に、県立神奈川近代文学館の全データ及びその他の機関の画像データを削除するよう指示していましたが、口頭による指示であり、データを公開用PCにセットアップする作業について、事業者との契約行為や作業仕様書による確認ができていませんでした。
- (3) 公開用PCへのセットアップ後の全体の確認がなされていませんでした。
- (4) 担当学芸員は、記念館整備計画の当初から携わる唯一の職員であり、開館記念式典や取材対応、子孫や関係者の対応等、様々な業務に関与するなど、業務が集中している中で、組織的に管理する体制ができていませんでした。
- (5) 記念館を管理運営する財団職員に対して、本システムに関する説明が不十分でした。

7 再発防止策

- (1) 新宿区文化観光産業部(以下、区という。)が、他機関から提供を受ける資料やデータについては、借用及び使用目的や許可条件を踏まえて適正に使用されているか、チェックリストを設け、複数の職員で確認します。
- (2) 区が、外部委託する業務については、作業仕様書により業務内容を確実に指定した、適正な委託契約を締結し、業務を遂行します。必要な業務内容についてはチェックリストを設けて複数の職員による確認を行います。
- (3) 区が、区民等に公開するデータベース等については、公開前に複数の職員で内容を確認し、遺漏なく運用します。
- (4) 区が行う歴史・文化事業については、特定の職員、特に学芸員等の専門職に業務が集中する傾向にあることを踏まえ、副担当を置いたり、関連する事務等を軽減したりする等、業務の分担や繁忙期におけるサポート体制を構築します。

- (5)文化観光産業部長等の管理者(以下、管理者という。)は、業務の進行管理について、チェックリストを設けて定期的に確認します。また、単に進行管理だけでなく、職員間の情報共有を促して職場の風通しを良くし、常に必要に応じたサポート体制を構築します。
- (6)区は、漱石山房記念館の指定管理者と情報共有を密にし、リスクマネジメントを高めていきます。
- (7)以上の(1)から(6)について、管理者は、確実に遂行されるよう、指導・監督します。

II 県立神奈川近代文学館からの借用写真の紛失について

1 概要

平成23年度に新宿区が実施した『「漱石山房」の復元に関する基礎調査報告書』作成の際に、県立神奈川近代文学館より下記のとおり2回にわたり、計22点の写真を借用しました。

①平成23年12月21日 14点(電子データ13点、紙焼き1点)

②平成24年3月6日 8点(ポジフィルム7点、紙焼き1点)

これについて、平成29年10月11日付けで同文学館から、未返却である旨の指摘を受けました。

また、平成23年12月21日及び29年6月13日の2回にわたり、同文学館を訪問し、現地で資料の特別撮影を行いました。その際撮影した写真データが、同文学館の「特別撮影規程」に従って納入されていないとの指摘も併せて受けました。

2 経過

指摘を受けた時点で、新宿区には写真を借用した際の起案文書が保存年限を過ぎており残っていませんでしたが、県立神奈川近代文学館に残る申請書から、下記の写真が借用したことが判明しました。

(1)平成23年12月21日分 計14点

◆電子データ 13点

- ①写真 漱石山房(早稲田南町の書齋)外観
- ②写真 漱石山房(早稲田南町の書齋)
- ③写真 夏目漱石 早稲田南町の庭前で二児と
- ④写真 夏目漱石遺骨霊前
- ⑤写真 第一回九日会記念 漱石山房で
- ⑥写真 第一回九日会記念 漱石山房で
- ⑦絵画 [無題]([寒山拾得図])

- ⑧ 絵画 書斎図
 - ⑨ 絵画 [朱衣達磨渡江図]
 - ⑩ 絵画 軸幅「藜と黒猫図」
 - ⑪ 絵画 軸幅「秋景山水図」
 - ⑫ 常設展会場(漱石山房ケース)
 - ⑬ 旧蔵品 絨毯(夏目漱石旧蔵)
 - ◆紙焼き 1点
 - ⑭ 旧蔵品 絨毯(夏目漱石旧蔵)
- (2)平成24年3月6日分 計8点
- ◆紙焼き 1点
 - ① 写真 漱石山房書斎・南東側
 - ◆ポジフィルム 7点
 - ② 旧蔵品 早稲田南町・漱石山房の絨毯、紫檀文机と机上の品々
 - ③ 旧蔵品 愛用の文房具
 - ④ 旧蔵品 桐木地蒔絵火鉢
 - ⑤ 旧蔵品 安井曾太郎「麓の町」
 - ⑥ 書幅「白雲依静渚 春草閉閑門」
 - ⑦ 書幅「うつ畑に小鳥の影の屢す」
 - ⑧ 色紙「夜静庭寒」

調査の結果、(1)(2)ともに返却されておらず、特別撮影した写真データも納入されていませんでした。

搜索の結果、(1)の①～⑭については、文書保存箱の中に残っていた電子データ13点を収めたCD1枚と紙焼き写真1枚を確認しました。しかし、(2)の①～⑧については確認できませんでした。

そこで、平成30年1月12日に県立神奈川近代文学館を訪問し、確認された写真を返却し、特別撮影した写真データを納入しました。

その際に、同文学館から確認できないものについて、引き続き搜索するよう要請を受けました、その後も搜索に努めましたが確認には至らなかったため、平成30年4月25日付けで他の案件とともに報告書を同文学館に提出し、未確認分の写真については、紛失したと考えざるを得ないと結論づけました。

3 原因

- (1)借用時期が平成23～24年で期間が経過しており、借用時の受渡方法、保管状況、返却について、詳細に記憶している職員はいませんでした。
- (2)当時の課長・係長が、借用・保管・返却について具体的に確認や進行管理を行っていませんでした。
- (3)外部からの資料借用の管理基準や管理フォーマット等が整備されていませんでした。
- (4)業務に2つの係の職員が関与したり、23年度から24年度にかけて係間で業務が移管されたりしたことで、確認体制が不明瞭となっていました。

- (5) 調査報告書の刊行は年度末であり、借用写真の返却は年度を跨ぐことが想定されましたが、引継ぎや情報の共有がなされていませんでした。
- (6) 調査報告書の刊行後、記念館整備検討会や整備基金の立上げ、建築設計、展示設計、さらにイベント開催や関係都市・愛好団体との交流と、短いスケジュールで多種多様な事業を行いました。そのような中で、返却を失念した可能性が高いと考えられます。

4 再発防止策

- (1) 区は、他機関から借用した資料等については、借用期間を遵守し、使用目的が完了したら速やかに返却するよう徹底します。
- (2) 区は、他機関からの資料等の借用及び使用に関する申請や許可に係る決裁文書の保存年限を一次資料は永年保存、二次資料は10年保存とし、管理の徹底を図ります。
- (3) 区は、申請に伴う決裁文書だけでなく、借用から返却確認までがひと目で確認できる管理表を作成し、管理者等が毎月チェックします。また、資料等の借用→保管→返却に関するマニュアルを、平成31年3月末までに整備します。

平成30年度資料借用管理表

借用先	借用目的	借用先担当者	資料名	点数	予定借用期間	借用日	担当者	確認者	返却日	担当者	確認者
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					

平成30年度資料貸出管理表

貸出先	展示会名	貸出先担当者	資料名	点数	予定貸出期間	貸出日	担当者	確認者	返却日	担当者	確認者
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					
						~					

- (4) 区は、複数の係の係員が関与したり、PT を組んだりして業務を行う場合は、業務の進捗状況にあわせたミーティングを持つなどして、情報の共有を密にし、業務の進行状況等を記録に残すようにします。
- (5) 区は、人事異動により担当者が変わる場合には、引継ぎ書等をもって、業務の引継ぎを確実にを行うようにします。
- (6) 区は、大規模かつ継続的なプロジェクトにあつては、業務集中による繁忙期があることを想定し、スケジュール管理ができる計画を策定し、管理者による定期的なチェックを行う等、リスク管理を徹底します。
- (7) 以上の(1)から(6)について、管理者は、確実に遂行されるよう、指導・監督します。

Ⅲ まとめ

今回、「夏目漱石情報検索システム」でのデータの誤公開と、県立神奈川近代文学館から借用した写真資料の紛失の両事案について、漱石山房記念館運営学術委員会委員(会長、副会長)による、当時関与した職員の聞き取り調査等の結果も踏まえ、概要、経過、原因を調査するとともに、再発防止策についての取りまとめをいたしました。

県立神奈川近代文学館については、この他にもご提供いただいた写真資料をグラフィックパネルに使用する際の所蔵機関名の未表示、同じく写真資料を映像コンテンツに使用する際の申請漏れ及び所蔵機関の未表示、同文学館の協力に関する謝辞の掲出方法、漱石山房再現書齋における同文学館の提供資料に関する解説方法等について不備がありました。ご指摘を踏まえ、それぞれ平成 30 年 4 月 22 日までにすべてを是正し、4 月 25 日付けで報告書を提出し、5 月 25 日付けで受理していただきました。

新宿区では、歴史・文化行政を所管する文化観光産業部において、本報告書の内容を共有するとともに、運営する漱石山房記念館や新宿歴史博物館等の施設と、その指定管理者である公益財団法人新宿未来創造財団にも説明及び指導を徹底し、今回の教訓を十分活かし、再発防止に努めてまいります。

あらためて、ご迷惑をお掛けした各機関に深くお詫び申し上げます。

また、聞き取り調査の実施、再発防止策の策定、報告書の作成等に関してご指導ご協力いただいた、新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会に対し、厚く御礼申し上げます。

新宿区は、先人の遺産を次世代に継承する大切な業務を担っています。このような先人の遺産に対する思いをあらたにし、これらの遺産を保存・継承している皆さまの尊い取組みに敬意を払い、地域の歴史・文化の継承と発信に努めてまいります。